**美郷町ふるさと美郷応援寄付協力事業者 誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

美郷町長　松田　知己　様

（申請者）所在地

　　　　　商号または名称

　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

美郷町ふるさと美郷応援寄付推進事業実施要綱第4条第2項に基づき、美郷町ふるさと美郷応援寄付協力事業者参加承認申請書を提出するとともに、本登録及び契約の履行にあたっては次の事項について誓約し、同意します。

1. 事業者登録書及び返礼品登録に係る提出書類に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。
2. 町税等の申告がなされ、かつ、滞納がないことを誓約します。
3. 「美郷町ふるさと美郷応援寄付に係る記念品提供事業に関する募集要項（以下「要項」という。）」記載の「協力事業者の要件」をすべて満たし、それらに付随する関係法令のほか、事業者（法人・個人を問わない）として当然として遵守すべき法令に一切反しないことを誓約します。
4. 返礼品の生産・製造及び適正な品質管理を行うとともに、品質・流通及び販売等において事故等の問題が生じた場合は、直ちに美郷町（以下「町」という。）及び運営業務委託先へ報告の上、当方・町・運営業務委託先と協議を行い、真摯に対応することを誓約します。
5. 自ら広告媒体(新聞・テレビ・web等）にて返礼品の宣伝広告を実施する際は予め、町に予定内容を申し出、承諾・承認を受けたうえで出稿することを誓約します。加えて、その内容が総務省より規定(告示第２条第１号ハ)に抵触すると判断された際は、その広告内容の変更や出稿中止となることを予め承諾します。
6. 要項に基づく審査及び総務省審査の結果、返礼品登録が否認される、もしくは制度改正により不適合とみなし、登録が解除される場合において、一切の意義を申し立てません。
7. 個人情報の取扱いについて、町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月7日条例第3号）及び関係法令を遵守の上、協力事業者として果たすべき業務（返礼品の発送・受注管理・在庫管理・返礼品内容に変更があった際の迅速な報告義務等）以外には使用しないことを誓約します。
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、もしくは暴力団密接関係者ではないことを誓約します。
9. 協力事業者登録審査において、在住状況及び納税状況、反社会的勢力に関する情報を町により確認される場合があることを同意します。また、町が行う調査・確認について同意するとともに、調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出することを誓約します。

10.本誓約に反する行為があった場合や、関係法令等を基に事業者登録、返礼品登録が不適当と判断した場合は、町の判断で協力事業者登録を取消し、返礼品の取扱を終了されることを同意します。